

企業立地支援・優遇制度

甲賀市固定資産税特別措置条例

要件

企業等が新設・拡充した家屋及び償却資産（土地は対象外）

対象業種

- ・製造業
- ・情報通信業のうち情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業
- ・運輸業のうち道路貨物運送業、倉庫業、運輸に付帯するサービス業

条件

規模	投下固定資産額	増加常用雇用者数
中小企業	1億円以上	5人以上
中小企業以外	10億円以上	15人以上

常用雇用者 事業者が直接雇用する者で雇用保険及び社会保険の被保険者資格を有し、期間の定めなく雇用する者

企業等は市内に住所を有する者を雇用するように努めなければならない

増設・建替・市内間移転は従前の従業員数から増加することが必要です

優遇措置

固定資産税
(家屋及び償却資産)

新たに投資した対象
施設の固定資産の税率
0.7/100 **3年間適用**
(通常の税率の1/2)

申請

不均一課税申請書（様式第1号）を提出してください。

※ 新設等した償却資産の種類別明細書

新設等した家屋の明細書

増加する常用雇用者

* 添付書類

- ・市税納税証明書（直近3年間分、未納の無いもの）
- ・事業計画書（新增設に係る年度別計画書）
- ・事業所全体の平面見取図（申請対象資産を明示）
- ・配置図（償却資産の設置個所を明示）
- ・取得の明細（取得価格及び耐用年数を記載した書類）
- ・当該資産の写真
- ・家屋の建築確認済証又は建築工事届の写し（家屋該当）
- ・家屋登記事項証明書（家屋該当）
- ・常用雇用者の増加を記載した明細及び計画書（雇用保険、社会保険の加入書類写し等）
- ・定款の写し
- ・業種が確認できる書類（法人の登記事項証明書等）
- ・投下固定資産額が確認できる書類（償却資産申告書、領収書・工事請負契約書の写し等）
- ・（リース契約の場合）
リース見積書・固定資産税軽減額計算書の写し

申請時期

2月1日から2月末日までとします。

いずれも土曜、日曜、祝日を除く執務時間内の申請とします。

判定要件

常用雇用者数

*対象施設が事業の用に供される前年の1月1日時点の人員と特別措置を受けようとする各年の1月1日時点の人員とを比較し課税の年度ごとに判定します。

*増加する常用雇用者数の確認は、雇用保険及び社会保険の加入書類等により確認します。

投下固定資産額の通算

*継続性のある複数年の設備投資については、投下固定資産額を通算できるものとします。

申請書提出先及びお問合せ先

甲賀市 産業経済部 商工労政課

滋賀県甲賀市水口町水口6053

TEL: 0748-69-2187